原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠

美浜発電所1号機 A-非常用ディーゼル発電機過給機の損傷について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17の規定により、 別紙のとおり報告します。

なお、本事象の原因、対策につきましては、その結果が纏まり次第、追って 報告します。

原子炉施設故障等報告書

平成25年 2月15日

関西電力株式会社

	気口もがかなは
件 名	美浜発電所 1 号機 A - 非常用ディーゼル発電機過給機の損傷について
事象発生の日時	平成25年2月6日13時15分(必要な機能を有していないと判断した日時)
事象発生の場所	美浜発電所1号機 中間建屋1階(A-非常用ディーゼル発電機室)
事 象 発 生 の 原子炉施設名	非常用予備発電装置
事象の状況	美浜発電所 1 号機(定格電気出力 3 4 万キロワット)は第 2 5 回定期検査中のところ、平成 2 5 年 2 月 5 日、A - 非常用ディーゼル発電機(以下、A - D G という。)の定期負荷試験のため、9 時 2 4 分に現地にて運転員が A - D G を起動した。 その後、現地にて A - D G から発電所内へ送電する系統へ接続し、9 時 4 7 分に 1 0 0 %電気出力に到達したが、9 時 4 8 分に電気出力の低下(3,120kWから約2,000kWへ低下)が認められ、屋外の排気筒では黒煙を確認したため、運転員により A - D G を手動停止した。その際、ディーゼル発電機室内において煙により煙感知器が動作した。 2 月 6 日、原因調査のため A - D G を目視点検したところ、4 台ある過給機のうち、1 台の過給機(以下、当該過給機という。)で排気出口配管との接続部が外れて開口していることを確認した。この開口部からファイバースコープを挿入し当該過給機内部を点検したところ、過給機のタービンロータ(羽と軸の構造物)が損傷していることを確認した。また、当該過給機の下部に複数の金属片を確認した。 なお、本事象は、B - D G および空冷式非常用発電装置により保安規定第75条の運転上の制限(ディーゼル発電機2基が動作可能であること)は満足している。
事象の原因	原因調査中
保護装置の種類 及び動作状況	なし
放射能の影響	なし
被 害 者	なし
他に及ぼした障害	なし
復旧の日時	未定
再発防止対策	原因調査結果を踏まえ、対策を検討する。